

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱

(平成15年宮城県告示第310号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県政情報センター及び県政情報コーナーの設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 行政文書の開示及び情報提供（以下「情報公開」という。）並びに個人情報の開示等の事務を行う窓口として、県政情報センター及び県政情報コーナー（以下「県政情報センター等」という。）を設置する。

2 県政情報センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
県 政 情 報 セ ン タ ー	仙台市（宮城県庁行政庁舎地下一階）
大河原地方県政情報コーナー	柴田郡大河原町（大河原地方振興事務所内）
大崎地方県政情報コーナー	大崎市（北部地方振興事務所内）
栗原地方県政情報コーナー	栗原市（北部地方振興事務所栗原地域事務所内）
登米地方県政情報コーナー	登米市（東部地方振興事務所登米地域事務所内）
石巻地方県政情報コーナー	石巻市（東部地方振興事務所内）
気仙沼地方県政情報コーナー	気仙沼市（気仙沼地方振興事務所内）

(管理)

第3条 県政情報センターは総務部県政情報・文書課長が、県政情報コーナーは地方振興事務所長が管理する。

(業務)

第4条 県政情報センター等において行う業務は、次のとおりとする。

(1) 県政情報センター

- イ 情報公開及び個人情報保護についての案内及び相談に関すること。
- ロ 行政文書開示の事務及び個人情報の開示等の事務についての連絡調整に関すること。
- ハ 行政文書開示請求書及び個人情報開示請求書等の受付に関すること。
- ニ 行政文書の開示決定等若しくは開示請求に係る不作為又は個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求書の受付に関すること。
- ホ 行政文書の検索資料及び個人情報取扱事務登録簿の管理並びにこれらの閲覧に関すること。
- ヘ 行政資料、公表資料その他県政情報センターにおいて利用に供される資料（トにおいて「行政資料等」という。）の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）等情報提供に関すること。

ト 情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第13条第2項又は個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第26条第2項若しくは第54条第3項に規定する供与，行政資料等の写しの交付その他の物品の供与に要する費用の徴収に関すること。

チ 県の発行する印刷物の販売に関する規則（平成10年宮城県規則第22号）に基づく有償印刷物の販売に関すること。

リ 出資団体等の情報公開に係る事務についての連絡調整に関すること。

(2) 県政情報コーナー

イ 情報公開及び個人情報保護についての案内及び相談に関すること。

ロ 行政文書開示の事務及び個人情報の開示等の事務についての連絡調整に関すること。

ハ 行政文書開示請求書及び個人情報開示請求書等の受付に関すること。

ニ 本庁各課（室）及び県政情報コーナーの置かれている地方振興事務所の所管区域内に存する地方機関に係る行政文書の検索資料及び個人情報取扱事務登録簿の管理並びにこれらの閲覧に関すること。

ホ 行政資料，公表資料その他県政情報コーナーにおいて利用に供される資料（へにおいて「行政資料等」という。）の閲覧等情報提供に関すること。

ヘ 情報公開条例第13条第2項又は個人情報保護条例第26条第2項若しくは第54条第3項に規定する供与，行政資料等の写しの交付その他の物品の供与に要する費用の徴収に関すること。

ト 県の発行する印刷物の販売に関する規則に基づく有償印刷物の販売に関すること。

チ 出資団体等の情報公開に係る事務についての連絡調整に関すること。

（利用者の遵守事項等）

第5条 県政情報センター等を利用する者（以下「利用者」という。）は，職員の指示に従うとともに，利用する行政資料，公表資料その他県政情報センター等において利用に供される資料（以下「行政資料等」という。）を丁寧に取り扱いなければならない。

2 利用者は，県政情報センター等の秩序を乱し，又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（利用時間）

第6条 県政情報センター等の利用時間は，午前9時から午後5時までとする。ただし，総務部県政情報・文書課長又は地方振興事務所長（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは，利用時間を変更することができる。

（休業日）

第7条 県政情報センター等の休業日は，宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日とする。ただし，管理者が必要と認めるときは，休業日を変更し，又は臨時の休業日を設けることができる。

（行政資料等の貸出し）

第8条 管理者は，利用者に行政資料等を貸し出すことができる。

2 管理者は，利用者に行政資料等を貸し出すときは，行政資料等貸出申込書（様式第1号）に必要な事項を記入の上提出させるものとする。この場合において，管理者は，当該利用者に対し，身元を証明する書類の提示を求めることができるものとする。

3 行政資料等の貸出しは、1人につき5冊以内とする。

4 行政資料等の貸出期間は、7日以内とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、貸出期間中であっても返還を求めることができる。

(行政資料等の写しの交付等)

第9条 利用者は、行政資料等の写しの交付その他の物品の供与（以下「写しの交付等」という。）を受けようとするときは、行政資料等の写しの交付等申込書（様式第2号）を管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定により申込みがあったときは、当該行政資料等の写しの交付等を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は写しの交付等を認めないものとする。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるとき。

(2) 別の定めにより写しの交付等を認めないこととされているとき。

(3) 県政情報センター等の管理上支障があると認められるとき。

3 前項の規定による行政資料等の写しの交付等の部数は、行政資料等ごとに各1部とする。

4 前3項に定めるもののほか、行政資料等の写しの交付等に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、県政情報センター等の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の廃止)

2 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成10年宮城県告示第408号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

行政資料等貸出申込書

年 月 日

宮城県総務部県政情報・文書課長
 宮城県 地方振興事務所長 殿

住 所 <small>（職員は、所属課（室）・公所名）</small>
氏 名
電話番号（ ） — <small>（日中連絡が可能な電話番号を御記入ください）</small>

分類記号	資 料 名	返 還 予 定 月 日	返 還 月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日
—		月 日	月 日

- 注：1 太線内について、記入願います。
 2 貸出期間は、7日以内ですが、できるだけ早期にお返し願います
 3 分類記号は、資料の背表紙に貼ってある番号を記入願います。番号がない資料については、
 記入の必要はありません。

＜職員記入欄＞ この欄には、記入しないでください。

身元確認方法	1 運 転 免許証	2 身 分 証明書	3 その他 ()	担当者	
--------	--------------	--------------	---------------------	-----	--

行政資料等の写しの交付等申込書

年 月 日

宮城県総務部県政情報・文書課長
宮城県 地方振興事務所長 殿

住 所
氏 名

次のとおり行政資料等の写しの交付等を申し込みます。

分類記号	資 料 名	複 写 を 希 望 す る 該 当 す べ ー じ	種 別 (いずれかに○)	数 量		金 額
				単	価	
—			1 白 黒 2 カラー 3 その他 ()		円	
—			1 白 黒 2 カラー 3 その他 ()		円	
—			1 白 黒 2 カラー 3 その他 ()		円	
—			1 白 黒 2 カラー 3 その他 ()		円	
—			1 白 黒 2 カラー 3 その他 ()		円	
計						円

注1：太線内について、記入願います。ただし、窓口でお申し込みの際は、住所及び氏名の記入の必要はありません。

注2：分類記号は、資料の背表紙に貼ってある番号を記入願います。番号がない資料については、記入の必要はありません。

<職員記入欄>この欄には、記入しないでください。

領収済	年 月 日	<input type="checkbox"/> 代金	円	<input type="checkbox"/> 送料	円
-----	-------	-----------------------------	---	-----------------------------	---